

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (福島県自転車条例) の推進体制について

1 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する推進会議」の設置

- (1) 福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(以下「自転車条例」という。)に基づく、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
- (2) 推進会議は、令和3年度の「福島県自転車利用に関する安全・安心条例制定検討委員会」の構成員をベースとした、自転車利用者、交通安全団体、自転車販売業、保険業、市町村、行政機関で構成するものとする。

※ 推進会議の所掌事項、組織等については、資料1-2(設置要綱)を参照。

2 自転車条例に基づく施策の推進

- (1) 県は年度当初(4~5月頃)、推進会議の意見を聴取しながら、自転車条例に基づく施策案(課題・取組の方向性)を取りまとめ、実施する。
- (2) 県は年度末(2~3月頃)、上記施策の実施状況を推進会議に報告し、意見を聴取の上、翌年度以降の改善につなげるものとする。

3 自転車条例に基づく施策の達成状況の評価

上記2(2)の報告に当たっては、県担当課が施策の達成状況についての自己評価を行い、それに対する推進会議の意見を第三者評価とする。

4 進行管理の公開

自転車条例に基づく施策案、推進会議での議事(主な意見)、施策の実施状況(自己評価、第三者評価)は、全て県ホームページで公開する。